

大津地方裁判所 今井輝幸裁判官 殿

(〒520-0044 滋賀県大津市京町三丁目1番2号 電話 077-503-8167)

武建一委員長ら連帯労組関西生コン支部組合役員4名を

直ちに釈放するよう要請します

4人の無実は明らか

本年7月18日、滋賀県警は、湖東生コン協同組合が、東近江市で建設中だった清涼飲料水メーカーの倉庫建設工事において、施工業者であるゼネコンに対し、工事に使用する生コンは同協組から購入するよう働きかけた際に、(協組以外の業者を使用すると)「大変なことになりますよ」と発言したことが「強要未遂」に当たるとして理事ら4人を逮捕、8月9日には3人を起訴した。

さらに同日8月9日、湖東生コン協同組合の理事長、および同協組登録販売店支社長、連帯労組関西生コン支部の執行委員1人の計3人を逮捕、そして、8月28日～29日には、連帯労組関西生コン支部の武執行委員長および副委員長と執行委員各1名の計3人を逮捕し、その後起訴している。

起訴状によると、連帯労組が、この間工事現場で違法行為の摘発を行ったことを「業務妨害」とし、これが「強要未遂」事件との「共謀」の下に行われたとする。しかし、違法行為の摘発が犯罪になるはずもなく、これまで裁判所自身が「違法行為の摘発は営業妨害には当たらない」と判断してきたところでもある。連帯労組による「犯罪」など、どこにもないのである。

これは警察・検察による「共謀罪適用」の予行演習だ

裁判で警察・検察は、「共謀」の具体的な事実(時間や場所)を特定することなく、4人の役員が正に組合役員であること、労働組合の基幹会議に出席していた事実をもって、「共謀」を立証するとしている。すなわち、個人の犯罪行為を処罰するのではなく、抽象的な組織の責任を組織の役員たちに負わせようというのである。日本の刑法では、法益侵害の結果を発生させた行為(既遂)を処罰するのが原則であり、このような論理が認められてよいはずがない。

当該労組が、一連の弾圧を、中小企業組合と労働組合が協力して大資本に対抗することを潰すための弾圧、大阪サミットを前にした政治弾圧だとして弾劾

するのも当然のことである。

私たちは組織犯罪処罰法改定当時、テロ組織や暴力団対策を口実にしたこの法律が労組や市民運動の弾圧に利用されかねないと懸念し、これに反対してきた。正に今回の連帯労組への弾圧が組織犯罪処罰法の市民運動への適用の先取りになることを深く懸念するものである。

長期拘留により、労働組合の正当な活動を実質的制約することがないように連帯ユニオン関西生コン支部役員4名を直ちに釈放するように求める。

団体名または 肩書・個人名	
連絡先・ 住所	

<集約団体>

全日本建設運輸連帯労働組合 関西地区生コン支部
労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

【連絡先】

〒552-0021 大阪市港区築港1丁目12-27 大阪港湾労働会館内
全港湾関西地方大阪支部気付「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」
TEL 06-6575-3131 / FAX 06-6575-3134